

2017年における RDA 改訂項目

—改訂最終草案に見る—

古川 肇

今回の改訂は、来る2018年4月に予定されているRDAツールキットの再構成プロジェクト（RDA Toolkit Restructure and Redesign Project（3R Project））に先立つ最後の改訂であって、例年に比べ小規模であり、それも特殊資料に関するワーキング・グループからの提案に基づくものが少なくない。とはいえ重要な改訂が含まれていないわけではない（タイトルに下線を施した項目）。今回のエレメント名等の邦訳は、極力『日本目録規則（NCR）2018年版』（仮称）全体条文案に従った¹⁾。

I. 第1-3章

[1] 1.8.1（数字または語として表現された番号）の改訂（RSC/RareWG/2/rev/Sec final）

初期印刷資料（定義の変更については[3]を参照）における順序表示に関する規定を、旧来の別法から本則の例外へ位置づけし直す改訂である。この規定の眼目は、特定のエレメントについて情報源にあるとおりに転記することにある。

また、位置づけの変更にとどまらず、初期印刷資料に関わるエレメントについて、旧規定の5種（逐次刊行物の順序表示、制作年、出版年、頒布年、製作年）を踏まえつつ、著作権年や学位授与年といった初期印刷資料と無縁なものを除く以下の要素とした。

初号の巻次（Numeric and/or alphabetic designation of first issue or part of sequence）

初号の年月次（Chronological designation of first issue or part of sequence）

終号の巻次

終号の年月次

初号の別方式の巻次（Alternative numeric and/or alphabetic designation of first issue or part of sequence）

初号の別方式の年月次（Alternative chronological designation of first issue or part of sequence）

終号の別方式の巻次

終号の別方式の年月次

制作年

出版年

頒布年

製作年

シリーズ内番号

サブシリーズ内番号

なお、任意追加規定として、識別に重要と考えられる場合は、データ作成機関が優先する形の同一番号を付加する規定も設けられている。

[2] 1.10.3 (注記における引用) の改訂 (RSC/Europe/3/Sec final)

旧規定は引用の出所を後置する"Quote"—Sourceという形式(英米で一般的)のみを想定するとともに、出所が優先情報源以外の場合は常に引用符を使用するとしていた。だがこれは、RDA 2.17 (体現形に関する注記)における **Title on cover: Strategic sustainable planning** のような、引用の出所を前置し引用符を使用しない形式の多数の例示を包摂できていない。

新規定では、例示に次のものが追加され、明確さのために必要と考えられる場合に限り引用符を使用することになった。

Statement of responsibility on cover: Fernando Carrión Mena (coordinador)

また、引用の源泉が優先情報源である場合に出所の表示を省略する(例えば「—Title page」を省略する)のは、任意省略規定と位置づけられた。

[3] 初期印刷資料および稀少印刷資料 (RSC/RareWG/1/rev/Sec final)

第1章の末尾に「1.12 初期印刷資料(Early Printed Resources)」との条項を新設した。その要旨は次のようである。RDAには初期印刷資料をより詳細に記述する規定があるが、これらの規定は、データ作成機関がより詳細な記述が必要と判断したいかなる資料(any resource determined by an agency to require a more detailed description)にも適用できる。

原案に提示された稀少印刷資料という概念は採用されず、その代わりに1.12の文中に上掲の原文のように埋め込まれた。

また、用語集において、初期印刷資料の定義が「概ね1825-1830年の機械印刷の出現以前に製作された資料。」から、「19世紀の機械印刷の出現以前に、手動印刷の方法を使用して製作された体現形。」へ変更された。地域差に配慮して時期を広げた一方で、範囲を手動印刷(hand-press)という手法に狭めた定義である。

[4] 2.15.3 (楽譜のプレート番号) への追加と改訂 (RSC/MusicWG/2/rev/Sec final)

楽譜のプレート番号は、出版者が楽譜に割り当てた番号で、出版者を識別するイニシャル等を含むことがある。原案には、一部の番号の記録を省略する、という別法が存在したが、これが大方の承認を得られなかった結果、イニシャル等はそれが先行する場合に記録すると規定されていたのが、含まれていれば記録する、と改訂されるという小範囲にとどまった(4例示はすべて差し替え)。

[5] 3.12 書型 (book format) および関連する用語の改訂 (RSC/RareWG/4/rev/Sec final)

この語自体を **bibliographic format** と改めるとともに、定義も広い範囲を指すようにした改訂である。またこの語と類縁のある **folio** などの用語との定義上の連携を強め、かつこの種の用語を増補した。

旧来の 3.12.1.1(Scope)において、書型は次のように定義されていた。「印刷されたシートを折り畳んで (folding)、紙葉の集まりを作成した結果 (例えば、シートを1回折り畳んで作成したフォリオ、2回折り畳んで作成した4つ折り、3回折り畳んで作成した8つ折り)。」これを冊子のみ、印刷資料のみ、折り畳みのみ限定することなく、**bibliographic format** の下に次のように定義し直された。

印刷資料または手写資料における全紙間、および当該シートがそのままか切断されるか折り畳まれる個々の紙葉間の、比率の関係。(A proportional relationship between a whole sheet in a printed or manuscript resource, and the individual leaves that result if that sheet is left full, cut, or folded.)

そして、元々3.12.1.3に提示されていた選択のための用語リストが増補された。なお、このエレメントは、容易に確かめられ識別または選択にとって重要と思われる場合に限り記録することが明記された。

[6] RDA 3.21.2.9(体現形の初期印刷資料の数量に関する注記) の改訂 (RSC/RareWG/5/rev/Sec final)

初期印刷資料専用の規定である本条が、修正どころか丸ごと削除された。3.21.2.11 (数量の他の詳細) と重複するというのが主な理由と見られる。また、旧規定中の **type measurements** (筆者には訳語不明) については 3.13.1.3 (フォント・サイズの記録) で、**frame measurements** (同前) については 3.21.3.3 (体現形の大きさの詳細) で扱うのが適切であるとされた。

他方、3.21.2.11に次の一文が追加された。

Make notes on aspects of collation, if considered important for identification or selection.

初期印刷資料に関しては、特別にこの資料専用の条項を立てず、エレメント別の条項をこの種の資料に対応できるよう包括的に定め、それが無理な場合にのみ、その条項に対して例外規定や別法を追加するのが、順当な行き方ではないだろうか。

[7] 3.19.6 (リージョン・コード) および用語集への統制語彙の付加 (RSC/ALA/1/rev/Sec final)

リージョン・コードは、ビデオディスク等が再生可能な地域を特定するコードである。これの次の15語から成るリスト (データ作成機関による追加も可) を3.19.6.3、用語集、

レジストリーに挿入する改訂である。また **Details of Regional Encoding**と題する 3.19.6.4が新設され、情報の追加も可能となった。

all regions
region 1
(中略)
region 8
region A
region B
region C (Blu-ray)
region C (video game)
region J
region U/C

II. 第5-11章

[8] 異形アクセス・ポイントの構築に柔軟性を与える [改訂] (第5, 6, 8, 9, 10, 11章) (RSC/ALA/3/Sec final)

異形アクセス・ポイントの構築の仕方を緩和する改訂である。従前の、著作に対する異形アクセス・ポイントは著作の異形タイトルを基礎として構築する、との規定を、タイトルを基礎として構築する、と改めた。同様に、個人・家族・団体に対する異形アクセス・ポイントは各異形名称を基礎として構築する、との規定を、各名称を基礎として構築すると改めた。

タイトルまたは名称の種類は、優先タイトルと異形タイトルまたは優先名称と異形名称なのであるから、この改訂は、異形アクセス・ポイントの基礎を優先形へ拡張したものに他ならない。

具体的には総則的な第5章 5.1.4、同 5.6、第8章 8.7、および各則的な第6章と第9-11章内の関連条項において、異形アクセス・ポイントの基礎が次のように改訂された。

variant title for the work ⇒title of work

variant name for the[person/family/corporate body] ⇒name of the [person/family/corporate body]

併せて、従来の①作成者を表す典拠形アクセス・ポイント、②著作に対する優先タイトルという順序が撤廃され、図らずも次期NCR条文案に追随する形となった。なお、これとは別にRDA全体を通して、個人・家族・団体を一括してagentという語によって置き換えられたが、筆者には適訳が思い浮かばないので小論ではさしあたり従来どおりとする。

さて、ここで私見を記すと、筆者は優先形への拡張を歓迎する。なぜならば、筆者は従来の副出記入標目の機能が、果たしてRDAにおいて継承されているか否かを検証した小

論のなかで、次のように記したからである（引用に際して2語を修正し下線を追加）。

AACR2 では、タイトルの下に基本記入を作成せざるを得ない、個人著者が不明または不確定な著作や名称を欠く団体による著作については、一部の情報源で著者に帰されている個人や団体があれば、その下に副出記入を作成する。もし推定著者を基本記入とした場合は、タイトルの下と推定著者が他にもいればその下とに、副出記入を作成する。

RDA でこれらの副出記入に対応するものは、すべて異形アクセス・ポイントであると考えられる。即ち、典拠形アクセス・ポイントに含めた推定著者以外の推定著者に対する典拠形アクセス・ポイント+優先タイトルの結合形か、優先タイトルのみの単独形が、副出記入の役割を果たすと思われる²⁾。

このように優先形を使用して異形アクセス・ポイントを構築しない限り、AACR2の副出記入標目の機能を継承できないケースがあることを考慮すれば、RDAでは、異形アクセス・ポイントの基礎を優先形へ拡張しておく必要がある。

[9] 第 6-7 章に対する言語と文字の規定 (RSC/LC/2/rev/Sec final)

第 6-7 章に属するエレメントには、それを記録する際の言語と文字に関して、著作のタイトルのように資料に現われる言語・文字に従うもの（別法：翻字形）と、データ作成機関が優先する言語・文字によるものがある。この区分については、5.4（言語と文字）が包括的に規定し（さらに遡れば 0.11.2）、第 6-7 章の一部の規定が個別的に規定しているが、これらに含まれる過不足が改訂された。具体的には、5.4 に例外規定が追加される傍ら、6.11.1.3（表現形の言語の記録）で過剰な文言が削除された。

例外規定があつて、それは引用に関わるもので、体現形などの情報源から著作や表現形の属性として引用して記録する場合は、あるがままの言語・文字で記録する（別法：翻字形）、との規定である。これに該当するエレメントは 7.25.5 に位置する尺度の付加的情報（additional scale information）である。

次に 6.11.1.3 では、第 1 文の“Record the language or languages of the expression using an appropriate term or terms in a language preferred by the agency creating the data.”のうち、using 以下が削除された。

ほかに特殊な資料に限定された規定である、6.16.1.3.1（逐次刊行物の番号）と 7.13.2.3（文字の記録）が改訂された。

[10] 6.15（演奏手段）の改訂 (RSC/MusicWG/3/rev/Sec final)

全面的な差し替え（replacement）が行われた（デューイ十進分類表の改訂における通称を借りれば「フェニックス」）。その再構成の詳細は文字では十分表現しがたく、全貌はRSCのホームページ上に記載されたマッピング³⁾に譲るしかないが、以下に主要2点を記す。

旧6.15.1.4-6.15.1.11の大半が6.15.1.3（Recording Medium of Performance）へ吸収さ

れ、旧6.15.1.3の一部と旧6.15.1.5.1がまとめられて6.15.1.6 (Number of Parts, Performers, Etc.) が新設された。

6.15.1.3における演奏手段のカテゴリーの新旧の対比は次の通り（新しい区分肢は相互にand/orの関係にある）。実は旧規定自体がRDA当初の規定の変更であり⁴⁾、今回が二度目の改訂である。

- 1パートあたり1演奏者を意図する器楽作品 (旧6.15.1.4)
- 楽器 (旧6.15.1.5)
- 1パートあたり1演奏者の伴奏アンサンブル (旧6.15.1.6)
- 管弦楽団・弦楽合奏団・バンドのための器楽作品 (旧6.15.1.7)
- 独奏楽器と伴奏アンサンブル (旧6.15.1.8)
- 独唱 (旧6.15.1.9)
- 合唱 (旧6.15.1.10)
- 不確定な演奏手段 (旧6.15.1.11)

↓

- a) 特定の楽器、声またはアンサンブルに対する用語 (term for) (新 6.15.1.3 内。以下同じ。)
- b) 不特定の楽器、声またはアンサンブルに対する用語
- c) 族のみ知られている楽器または声に対する用語
- d) 同一の族の楽器または声から成るアンサンブルに対する用語
- e) 広範囲の (range or general type) 楽器または声に対する用語
- f) 他のメディア等に対する集合的用语 (collective term)

かつての6.15.1.11を構成した①楽器・声の一つの族、集合的用语など、②広範囲の楽器または声のみ、③一部の演奏手段のみ指示があり、その他の部分是不確定など、④全く不確定⁵⁾は、それぞれ上掲のどれかに位置づけられていると考えられる。a)の例示にはsitarのような非西洋音楽の楽器名が採用されている（後述参照）。なお、f)の例示としてelectronicsが挙げられている。

次いで新設の 6.15.1.6 の細目は、以下の通りである。

- 各楽器または声の部分または演奏者の数 (新 6.15.1.6.1)
- 各楽器の手の数 (新 6.15.1.6.2)
- アンサンブルの数 (新 6.15.1.6.3)
- 部分または演奏者の総数 (新 6.15.1.6.4)
- アンサンブルの総数 (新 6.15.1.6.5)

さて、改訂は単なる規定の組み替えではなく、楽器、声等の用語の扱いが大きく変わった。旧規定には随所に例えばcelloに始まりviola da gambaに終わるような用語の小リストが挿入されていたが、新规定では全て廃止された。代わって条文内に外部の標準リストを使用するよう指示が加えられ、それを利用できない場合は、RDA Toolkit内の“Tools

tab”に新設された、以下のカテゴリ別の用語リストを使用するよう規定された。これはほぼ上述の小リストが移動されまとめられた集成であって、長らく西洋音楽に限定され続けた用語の体系を、目録規則の本体から排除する改訂である。ちなみに、本体からの移動はこれが最初ではなく、2015年に聖書を構成する書（Genesis（創世記）など）の先例がある⁶⁾。

Instruments（原語のまま。以下同じ。）

Continuo

Solo Voices

Large Instrumental Ensembles

Instrumental Ensembles with One Performer to a Part

Choruses

Vocal Ensembles with One Voice to a Part

[11] 6.27.1.6（既存の著作へ付加された注釈等に関する規定）の改訂（RSC/LC/1/rev/Sec final）

本条項が対象とする著作の種類は、既存の著作とそれへの注釈等の組み合わせである。この種の著作は、別の観点から見れば著作の集合（**compilation**）であって、今度の改訂はそれに着目した上での全面的な差し替えである。

新しい内容の骨子は次の通りである。

・本則

注釈等が既存著作に加えられ、注釈等と既存著作を著作の集合として識別することが重要と考えられる場合は、6.27.1.4（様々な個人・家族・団体による著作の集合）を適用し、著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

・別法

- a) その著作が単に既存著作の表現形として提示され（**presented**）、注釈等と既存著作を著作の集合として識別することが重要と考えられない場合は、6.27.1（著作を表現する典拠形アクセス・ポイント）を適用して、既存著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。その著作の特定の表現形を識別することが重要と考えられる場合は、6.27.3（表現形を表現する典拠形アクセス・ポイント）を適用して、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。
- b) その著作が注釈等として提示され、注釈等と既存著作を著作の集合として識別することが重要と考えられない場合は、6.27.1を適用して、注釈等に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。

だが、筆者は上記の全体が一つの本則ではないか、との疑問を禁じ得ない。なぜなら、本則、別法 a)、同 b)（アルファベットは原文にはない）の各条件句（「～場合は」の部分）は、相互に排他的と考えられるからである。また、頻度は小さいとしても既存著作と

注釈等の創作者が同一の場合は、個人による著作の集合として 6.27.1.2 (1 個人・家族・団体により創作された著作) を適用する旨の一文が必要である。

[12] 6.28.1.9 および 6.28.1.10 (音楽作品を表すアクセス・ポイントへの付加) の改訂
(RSC/MusicWG/4/rev/1/Sec final)

異なる音楽作品を表すにもかかわらず、同一形となるアクセス・ポイント相互を個別化するために、要素をどのような方針で付加するかを扱う規定は、RDA 刊行当初 6.28.1.9 から 6.28.1.11 まで枝規定を含めて 5 条から構成されていた。それが合併を重ね今回の改訂によって残っていた 6.28.1.10 も統合され、6.28.1.9 と 6.28.1.9.1 のみとなった。骨組みは次のようである。

6.28.1.9 音楽作品を表す典拠形アクセス・ポイントにおける付加要素 (注: 改題)

本則

例外

6.28.1.9.1 演奏手段

本則

例外

別法

6.28.1.9 の本則で付加する要素として列挙されているものは、2016年の改訂時に提示された演奏手段などの7種である。既に本誌前号で紹介したので⁷⁾ここでは省略する。

6.28.1.9 の例外規定は、音楽作品の集合に対する典拠形アクセス・ポイントが、楽曲のタイプ (type of composition) と “Selections” を使用した定型的総合タイトル (conventional collective title) を含む場合の規定で、7種のうち演奏手段、音楽作品の日付、音楽作品の成立の場所、その他の顕著な特徴の4種の一つまたは複数を付加する。また演奏手段のみ Selections の前に置き、その他は後置する。

Bentzon, Niels Viggo, 1919–2000. Sonatas, piano. Selections

ちなみに、楽曲のタイプの定義は「様々な作曲家が頻繁に用いる形式、ジャンルまたは一般的な用語 (generic term) 。」とやや漠然としていて、見直しの余地がありそうである。

6.28.1.9.1 の本則は、演奏手段をデータ作成機関による優先順位で付加する、という緩やかな内容の短文である。これと対照的に、6.28.1.9.1 の例外規定は極めて量が多い。かつて紹介したように⁸⁾、既存の書誌・典拠レコードとの統合を保つための措置であり、純理的にはなくもがなの感を免れない部分である。以前に比べて種類が増えた。幸い 6.28.1.9.1 の別法は、これまたかつて紹介したように⁹⁾、例外の一部またはすべてを適用しないと規定している。

[13] 6.29.1.3 (複数の法域を支配する法令等) の展開 (RSC/ALA/2/rev/ALA follow-up/Sec final)

従来の 6.29.1.3 は専ら法令等 (法律著作) の集合を対象とする規定であったが、それを増補して複数の法域を支配する単一の法令等に及ぼす改訂である。次に追加された最も主要なパラグラフを全訳する。

複数の法域を支配する単一の法律である著作を表す典拠形アクセス・ポイントは、以下のものを組み合わせて構築する。

- a) その法律に対する優先タイトル (6.19.2を参照)
- b) 識別とアクセスに重要と考えられる場合は、支配される各法域の優先名称 (6.21.1.4を参照)

例 Ley Hipotecaria para las Provincias de Ultramar (Cuba; Puerto Rico; Philippines)

ところで、上掲の例示は、原案においては制定法域団体 (enacting jurisdiction) である Spain と優先タイトルとから構成される結合形であった。筆者はこちらの方があべき形と考えるが、制定法域団体と適用対象法域 (jurisdiction governed) が一致しない場合の、法令等に対する典拠形アクセス・ポイントの形に関する RDA の規定や例示の方針は読み取りにくい¹⁰⁾。

III. その他

[14] 7.11 (収録 (capture) の場所と日付) への付加と改訂 (RSC/MusicWG/1/rev/Sec final)

音声や画像の収録に関して、従来はその記録が場所と日付に限定されていたのを、他の要素をも記録可能とした改訂である。タイトル自体が Place and Date of Capture から Capture Information へ変更され、Note on Capture と題する (原案は Other Details of Capture) 7.11.4 が増補された。表現形として環境 (例えばライブ) や機器などを記録するときに適用する。挙げられている例示は以下の通りである。

Recorded from a live broadcast

Filmed with a Sony PMW-F3 camera and Panavision Ultra Speed MKII lenses

Taped in front of a live audience

[15] 関連のデータのための RDA モデル (RSC/RelationshipWG/1/Sec final)

当初の意図を反映して項目のタイトルは抽象的だが、最終的な改訂の内容は具体的、限定的で、第24章 (著作間・表現形間・体現形間・個別資料間の関連)、第29章 (個人間・家族間・団体間の関連) および 付録M “Relationship Designators: Subject Relationships” (2015年に新設¹¹⁾) における増補である。

両章には使用する用語として **related entity** (24.1.3) と **related agent** (29.1.3) が、付録Mには以下の関連指示子(太字)が追加された。これらの指示子は、新設時の「著作の主題としての著作」等に関する指示子と合わせて、主題が固有名である著作間で用いる。

著作の主題としての個人

described in (person) A work that describes a described person.

description of (person) A person described by a describing work.

著作の主題としての家族

described in (family) A work that describes a described family.

description of (family) A family described by a describing work.

著作の主題としての団体

described in (corporate body) A work that describes a described corporate body.

description of (corporate body) A corporate body described by a describing work.

注(最新アクセス日 2017.9.26)

1) 日本図書館協会目録委員会「全体条文案」2017.

<<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/643/Default.aspx#code>>

2) 古川肇「RDAにおける副出記入の機能の継承」『資料組織化研究-e』68:54. 2016.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2016/03/68-20160328-3-PB.pdf>>

3) Revision of RDA 6.15 Medium of Performance p.7-9. 2017 <<http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/RSC-MusicWG-3-rev-Sec-final.pdf>>

4) 古川肇「RDA改訂項目総覧 -改訂の開始から2014年まで-」『資料組織化研究-e』66:20. 2015.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/03/66-201503-1-PB.pdf>>

5) Ibid. (訳語を一部修正)

6) 古川肇「2015年におけるRDA改訂項目-改訂最終草案に見る-」『資料組織化研究-e』67:9. 2015.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/11/67-201511-1-PB.pdf>>

7) 古川肇「2016年におけるRDA改訂項目-改訂最終草案に見る-」69:22. 2016.

<<http://techser.info/wp-content/uploads/2016/10/69-20161027-2-PB.pdf>>

8) 古川肇「RDAにおける音楽作品に関する規定」65:28. 2014. <<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/65-201403-2-PB.pdf>>

9) Ibid.

10) 古川肇「RDAにおける“jurisdiction”という語をめぐって-法律著作の関連指示子-」『資料組織化研究-e』65:34-36. 2014. <<http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/65-201403-3-PB.pdf>>

11) 前掲6) p.13-14

(ふるかわ はじめ)
(2017年9月28日受付)
(2017年10月23日受理)